

本市の対応変更方針

1. 外出自粛の要請

★引き続き、令和2年5月31日（日）まで要請

市民に対し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、引き続き、医療機関への通院、食材の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。特に次の内容を要請。

1. 不要不急の帰省や旅行など、府県をまたいだ移動を避けること
2. 接待を伴う飲食店など、夜間の繁華街への外出を自粛すること
3. 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底すること

「新しい生活様式」の実践例

- ①身体的距離の確保（人との間隔はできるだけ2m確保）
- ②マスクの着用（症状がなくてもマスクを着用）
- ③手洗い（家に帰ったらまず手や顔を洗う。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う）
- ④在宅勤務（テレワーク）等の取組みを推進
- ⑤「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用

2. イベントや会議の開催自粛要請

★引き続き、令和2年5月31日（日）まで自粛要請

- ・市主催のイベント・会議等は、中止もしくは延期
- ・民間主催のイベント等への自粛要請
イベントの主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請

【自粛を要請する内容】

- 開催規模：大小を問わない
- 場所：屋内、屋外を問わない
- 種類・内容：生活の維持に必要なものを除く全てのイベント
（具体例）祭礼・地域行事、文化的イベント（コンサート、演劇、発表会等）、催事（物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等）、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

★令和2年5月16日（土）から解除

- ・市主催(市庁舎等での開催で主に職員参加)での会議等は、会議の必要性を見極め、感染防止対策を講じた上での実施

3. 施設の休館と学校施設開放事業の休止

★引き続き、令和2年5月31日（日）まで休止する施設

- ・福祉センター錦溪苑※シャワー利用のみ可能(予約制)
- ・くすのかホール
- ・あやたホール
- ・ウェルネスフォレスト三田市
- ・ノバティホール
- ・三日市市民ホール
- ・旧三日市交番

- ・市民交流センター キックス ・文化会館ラブリーホール ・林業総合センター木根館
- ・滝畑ふるさと文化財の森センター ・みのでホール(日野コミュニティセンター)
- ・市民公益活動支援センター(るーぷらざ) ・障がい者福祉センターあかみね
- ・公民館(千代田、川上、南花台、三田市、天野、高向、加賀田、天見)
- ・子ども・子育て総合センターあいっく 子ども交流ホール・わくわく広場
- ・学校施設(屋内施設) ・学校施設(屋外施設) ・武道館 ・市民総合体育館

★令和2年5月16日(土)から準備ができ次第開館する施設

府が定める標準的対策を遵守することを条件に、休止を解除、但し、国のホームページに業種別ガイドラインが掲載された場合には、当該ガイドラインによるものとする。

また、施設ごとに制限内容を設けるとともに、段階的な開館方法も採用することとし、利用者以外の進入などの対策にも講じる。

開館する施設において、緊急事態宣言中の予約分のキャンセルについては、利用料金を徴収しない。

- ・図書館 ・ふるさと歴史学習館 ・岩湧の森「四季彩館」 ・公園
- ・滝畑ふるさと文化財の森センターの民家棟及び展示棟
- ・市民交流センター キックスの印刷スペース
- ・市民公益活動支援センター(るーぷらざ)のワークスペース
- ・公民館(千代田、川上、南花台、三田市、天野、高向、加賀田、天見)の図書室
- ・大師総合運動場 ・赤峰市民広場 ・大師庭球場 ・荘園庭球場 ・寺ヶ池公園野球場
- ・寺ヶ池公園庭球場 ・天野少年球技場 ・下里総合運動場 ・下里運動公園人工芝球技場
- ・衛生処理場庭球場

4. 市内小中学校と幼稚園の臨時休業

★引き続き、令和2年5月31日(日)まで

※臨時休業の期間や範囲等については、国の緊急事態宣言や府域の感染状況により変更する場合があります。

①臨時休業期間中は、分散登校日を設定する。

②中学校部活動については実施しない。

③市立幼稚園・小学校における預かりについて

幼稚園児、放課後児童会未入会児童を含み、原則やむを得ない事情が発生した家庭の園児、小学校3年生以下の児童について、臨時休業期間中は学校園において、預かりを行う。

④放課後児童会は午後1時より開会する。

※後日、文部科学省及び大阪府教育庁から、対応変更が示された場合は、別途変更を決定し、次の新型コロナウイルス関連肺炎対策本部会議に報告する。

5. 市職員交替制勤務について

★引き続き、令和2年5月31日(日)まで実施